

7月12日(火)(予定)に 平成28年度 国民健康保険税納税通知書を 発送します

国民健康保険とは…

わが国では、職業や年齢に関係なく全ての人がいずれかの健康保険に加入しなければならないことになっており、職場の健康保険等に参加している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。



国保マスコット 健康まもるくん

【納税義務者】 国民健康保険税は、地方税法および上里町国民健康保険税条例により世帯主が納税義務者となります。このため世帯主が国民健康保険に加入していなくても、その世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負うこととなります。

【算定方法】 国民健康保険に加入している方の前年中の所得（所得割額）、固定資産税額（資産割額）、被保険者数（均等割額）、世帯（平等割額）に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分（以下、医療分・後期分・介護分）ごとに算出し、その合計額が税額となります。

区分		所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額	固定資産税のうち土地および家屋にかかる部分の額	被保険者1人について	1世帯について
税率等	医療分	6.3%	25%	15,000円	10,000円
	後期分	1.8%	—	8,000円	—
	介護分	1.23%	—	8,100円	—

※介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

◆税制改正により医療分、後期分の課税限度額がそれぞれ2万円引き上げられました。

医療分 540,000円 後期分 190,000円 介護分 160,000円 合計 890,000円

【軽減制度】 世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が7割・5割・2割軽減される軽減制度があります。

◆税制改正により5割軽減および2割軽減の判定基準所得（下線の部分）を拡充しました。

判断基準	軽減率
世帯の所得が33万円以下	7割軽減
世帯の所得が33万円＋（被保険者数および特定同一世帯所属者数× <u>26.5万円</u> ）以下	5割軽減
世帯の所得が33万円＋（被保険者数および特定同一世帯所属者数× <u>48万円</u> ）以下	2割軽減

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

◎軽減の判定のため、前年中の所得の申告をお願いします。

軽減制度の判定は、加入者全員の所得を正確に把握する必要があります。16歳以上のすべての国民健康保険加入者（前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も含みます。）は、所得の申告をしてください。申告先は、税務課窓口（1階⑫番）です。

【特例軽減(非自発的失業に伴う国民健康保険加入の場合)制度】

倒産、解雇、雇止めなど、会社都合による離職をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

〈対象者〉雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)や雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方で、国民健康保険に加入の方。

〈軽減額〉国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、失業した方の前年分の給与所得をその $30/100$ とみなして行います。

〈軽減期間〉離職の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

※特例受給資格者の方や高年齢受給資格者の方は対象となりません。 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

【減免制度】 特別な事情(災害・拘禁等)により、納税が困難であると認められる場合(要審査)には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

※減免申請は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書を提出する必要があります。

【納付方法】 国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

普通徴収	特別徴収
7月から翌年2月までの8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法	4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から徴収する方法

特別徴収は、下記の条件に全て該当する方が対象となります。

- ①国民健康保険に加入している世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。
- ②世帯主も含めて、世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である。
※年度途中で75歳になる世帯主の方は対象となりません。
- ③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超えない。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

健康診査の申込みはお済みですか?



40歳以上の上里町国民健康保険加入者、および埼玉県後期高齢者医療制度加入者を対象に、5月から健康診査を実施しています。また、4月に郵送した申込書のほか電話での申込みも受付していますので、お早めにご連絡ください。

申込みをされている方には、順次受診券を郵送しています。日程等をご確認の上、忘れずに受診してください。

健康診査日程(すでに定員となっている日もありますのでご了承ください)

8月22日(月)~26日(金)・10月24日(月)~26日(水)

受付時間…午後1時~2時

会場…ワープ上里(上里町総合文化センター)

費用…無料

健康診査内容

身長、体重、腹囲測定、尿検査、血液検査(肝機能・血中脂質・血糖・貧血・腎機能)、身体診察、血圧測定、心電図検査、眼底検査

申込先・問合せ…健康保険課医療年金係

【☎35-1222】

後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ

新しい被保険者証を送ります

後期高齢者医療保険の被保険者証は毎年7月31日までの有効期限となっています。7月中旬に「新しい被保険者証」を加入者全員に送付しますので、大切に保管していただくとともに、8月以降、医療機関等で受診される場合には、新しい被保険者証を提示していただきますようお願いいたします。(世帯状況や前年度所得状況等により負担割合等の内容が一部変更する場合があります。)



被保険者証 見本 今年度は緑色です

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

納税相談をご利用ください

滞納に至るには、様々な事情があります。一人で悩まず・放置せず早めに相談してください。納税相談の結果、被災・離職・病気になった場合など個々の事情により減免・徴収猶予・分割納付などに該当する方もいます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。平日等、都合のつかない方は休日・夜間開庁日をご利用ください。



しかし、財産があり納税できるにもかかわらず納付していただけない方へは、納税の公正性を確保するため次のような法的手段を行使する場合があります。

預貯金の差押え

銀行等の金融機関の預貯金について、調査を行い、差押えて税金に充当いたします。

不動産の差押え

土地・家屋も差押え対象として、調査を行い公売を検討します。

生命保険の解約返戻金の差押え

生命保険に解約返戻金が見込まれる場合には内容により差押えを実施します。

搜索

滞納処分のため、必要があるときは、差押える財産等発見のため搜索を行ないます。

給与等の差押え

生活をするための最低金額は保証されますが、それを超える部分について勤務先等へ調査を実施し、支払われる給与等に対して差押えを実施します。

所得税還付金の差押え

国税である所得税に還付がある場合には、差押えを実施します。

動産の差押え

自転車・バイク等の財産も差押え対象として、公売を検討します。

町税の滞納については、行政サービス等の低下に繋がる恐れがあります。町では、今後も税の公平性を保ちながら、自主財源の確保と効率的な行財政運営に努めてまいりますので町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

町税の滞納状況

【現年度分】

		平成27年度	平成26年度	平成25年度
町税	収納額	3,765,966,090 円	3,787,292,485 円	3,744,574,455 円
	収納率	98.70 %	98.31 %	98.32 %
うち 住民税	収納額	1,334,877,714 円	1,318,934,078 円	1,323,029,630 円
	収納率	98.12 %	97.31 %	97.55 %
国保税	収納額	626,932,881 円	649,642,504 円	649,175,867 円
	収納率	93.22 %	92.89 %	91.2 %

【滞納繰越分】

		平成27年度	平成26年度	平成25年度
町税	収納額	53,222,599 円	54,013,170 円	62,720,632 円
	収納率	17.01 %	15.12 %	16.14 %
うち 住民税	収納額	30,077,651 円	28,570,420 円	31,641,982 円
	収納率	20.97 %	17.22 %	17.94 %
国保税	収納額	43,233,752 円	44,041,910 円	44,842,192 円
	収納率	16.49 %	14.25 %	14.19 %

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆7月の休日・夜間開庁日

○休日（午前8時～正午）

7月10日(日)

○夜間（午後8時まで）

7月25日(月) ※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国定資産税第2期と国民健康保険税第1期の納期限は、**8月1日(月)**です。納税は、**口座振替**が大変便利です。ご利用ください。

地域密着型サービス

『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』が始まりました!

『あじさいケアセンター』(社会福祉法人 明正会)で開始したこのサービスの特徴は①日中夜間を通じて②訪問介護と訪問看護の両方を提供し③定期的な訪問だけでなく必要な時に随時サービスを受けることができる、というものです。

【サービス内容】

- 定期巡回サービス 一日複数回の定期訪問で日常生活のお手伝いをします。
- 随時対応(訪問)サービス 転倒や体調不良時等、通報することでオペレーターが24時間対応をし、必要に応じ訪問サービスを提供します。また、本人や家族からの相談を受け付けます。
- 訪問看護サービス 医療行為が必要になった時は、主治医の指示を受け連携を図りながら訪問看護サービスを提供します。

【こんな時にご利用ください】

一人暮らしや高齢者世帯の方で、介護を手伝ってほしい/日中は家族が不在で不安なので、様子を見に来てほしい/退院直後、一時的に介護・医療サービスを受けたい/薬飲み忘れ防止に声かけ・確認に来てほしいなど

【料金】

定額制で、1日複数回の訪問介護看護が受けられます。

【利用対象者】

要介護1～5の上里町在住の方
(同居家族の有無は問いません)
※詳細はお問い合わせください。

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係
【☎35-1243】

身近なことから地震対策を! 高齢者・障害者宅家具転倒防止対策事業のお知らせ

地震が起きた際、転倒した家具等の下敷きになる、また、室内が散乱状態のために避難が遅れるなど、被害が大きくなることが予想されます。町では、災害時の安全対策を向上させるため、家具等の転倒防止器具の取り付けが困難な町民を対象に、補助事業を行います。

対象…町内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者世帯および一人暮らしの障害者(手帳保持者)世帯で、住民税の非課税世帯

実施期間…平成29年3月31日まで

補助内容…寝室または居室(居間・居間兼台所)にある家具等3台まで
(テレビは除く)

補助金額…器具代、工賃含め1万円以内
(1万円を超えた場合、超過分は自己負担)

申込先・問合せ…高齢者いきいき課地域包括支援係 【☎35-1243】

取り付け器具の種類

- ①壁にネジ止めするチェーン等
 - ②天井との隙間に挟む伸縮棒
 - ③家具の下に敷くストッパー
 - ④ガラス飛散防止フィルム
- (④は①～③との併用可)

介護の仕事に興味ある皆さまへ

平成28年度埼玉県介護職員雇用推進事業

介護職員初任者研修を受講しながら県内介護事業所で紹介予定派遣として働き、派遣期間終了後の介護事業所への就職を目指します。研修を無料で受講でき、受講期間中も給料が支給されます。

対象…求職中の方で、介護の資格をお持ちでない方

説明会…県内各地で開催中

事業委託元…埼玉県(福祉部高齢者福祉課)

問合せ…(株)シグマスタッフ大宮支店(受託事業者)

【☎048-782-5173】

本庄准看護学校 平成28年度学校説明会

日時…8月4日(木)、午前10時から

※平成29年1月15日(日)に入学試験を予定しています。

申込先・問合せ…本庄准看護学校 【☎23-1041】



要介護認定を受けている方へ

～介護保険負担割合証を送付します～

要介護認定を受けている方・総合事業対象者全員に、7月中旬以降、「介護保険負担割合証(ピンク色)」を送付します。

負担割合証が届きましたら、速やかにご利用のサービス事業所へ提示してください。

問合せ…高齢者いきいき課【☎35-1243】

《見本》

介護保険負担割合証	
番号	9999999999
住所	上里町大字七本木 5518 番地
氏名	カミサタロウ
姓	上里
名	太郎
生年月日	○年 ○月 ○日
性別	男
利用者負担の割合	1割(または2割)
発効期日	平成28年8月1日
有効期限	平成29年7月31日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 1 3 8 5 2 上里町